

第9章 表彰

第155条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会が行う個人または団体に対する表彰に関する事項について定める。

第156条〔表彰〕

本協会は、日本バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表することを目的として表彰を行う。

第157条〔対象者〕

- ① 本協会が行う表彰の対象者は次の各号のとおりとし、いずれも原則として満60歳以上の者とする。
 - (1) 本協会の元役員、顧問および元顧問、参与および元参与
 - (2) 都道府県バスケットボール協会およびその元役員
 - (3) 加盟チームならびにそのチームスタッフおよび元チームスタッフ、選手および元選手
 - (4) 各種連盟およびその元役員
 - (5) 審判員および元審判員
 - (6) その他日本バスケットボールの普及発展に多大な貢献をした者
- ② 前項のうち、第2号都道府県バスケットボール協会の元役員および第4号各種連盟の元役員については、原則として、会長、副会長、理事長または専務理事を務めた者とする。

第158条〔表彰事由〕

本協会は、前条に規定する対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 永年に亘り、日本バスケットボールの普及発展に寄与、貢献した者で、他の模範となり得る者
- (2) 本協会主催の競技会または国際競技会において優秀な成績を収めた者で、他の模範となり得る者

第159条〔表彰候補者の推薦および表彰者の決定〕

- ① 都道府県バスケットボール協会または各種の連盟は、前条に規定する表彰事由に照らし、該当する者を表彰候補者として本協会に毎年1名ずつ推薦することができる。なお、表彰候補者の推薦にあたり、推薦団体は、推薦事由を明記した推薦書を会長宛に提出しなければならない。
- ② 前項の規定にかかわらず、満80歳以上の者を表彰候補者として推薦する場合は、各推薦団体がそれぞれ複数名(満80歳未満の者1名を含む)を推薦することができる。
- ③ 本協会は、理事をもって構成する功労表彰審査会を設け、表彰候補者の審査を行い、表彰者を決定する。

第160条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念品等を加授することができる。

第161条〔表彰の時期〕

表彰の時期および場所は、会長が決定する。